

家畜衛生だより

平成24年4月 第1号
東部家畜防疫獣医師会
東部家畜防疫運営協議会
(社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

～新所長あいさつ～

日頃、皆様方には家畜衛生業務にご協力いただきお礼を申し上げます。
この度の異動で東部家畜保健衛生所長に就任いたしましたので、ご挨拶申し上げます。

家畜衛生では、平成22年に宮崎県で口蹄疫が、その後、千葉県を含め9県24農場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、甚大な被害をもたらしました。現在でもアジア周辺国で発生が継続しており、いつ我が国に侵入してもおかしくない状況にあります。こうした現状を踏まえ、昨年、家畜伝染病予防治法の一部が改正されました。特に発生予防の強化策として、飼養衛生管理基準が見直され、畜種別に、より具体的な事項を設定することとなりました。各農場におかれましても衛生管理等への積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

当所管内は、県内でも有数の畜産地帯です。万一急性悪性伝染病が発生した場合、農家、関係機関、団体等のご協力なしに、防疫対策を講じることは出来ません。家畜保健衛生所としましても、日頃から家畜伝染病の発生予防、まん延防止対策について万全を期していくとともに、オーエスキー病の清浄化対策、慢性疾病対策、環境対策等、家畜衛生事業を通じ、本地域の畜産振興に寄与していく所存であります。今後とも皆様のさらなるご協力よろしくお願い申し上げます。

～H24年度新体制のお知らせ～

所長 鈴木 邦夫
次長 村田 宏之

防疫課

課長 篠原栄里子
島田 純 野口美穂子
猪熊 道仁 菅 賢明

衛生指導課

課長 青木ふき乃
江森 格 今関美代子(庶務)
金子 晴壽 千葉 耕司
土肥 世生

☆死亡家畜の処理を 適正に行いましょう!

不法投棄容疑で養豚農家逮捕

豚の死体26頭（計約1200キロ）を、昨年11月頃空き地に埋めたとして、いすみ市の養豚農家が「廃棄物処理法違反（不法投棄）」の疑いで逮捕されました。

家畜の死体は産業廃棄物にあたり、自己所有地であっても埋めたり野積みして放置することは禁止されています。

死亡畜は、必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

関係法令

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉
〈化製場等に関する法律〉

家畜の飼養者は自ら家畜の死体を適切に処理しなければならないとされています。

なお、不法投棄した場合は厳しい罰則が科せられます。

★飼養衛生管理基準に係る 定期報告書の提出は4月15日まで

未提出の方は、報告書に必要事項を記入の上、衛生管理区域などの図面とともに、農場所在地を管轄する市町村の畜産担当課または当所あてに送付くださるようお願いいたします。

ご連絡・お問い合わせは **東部家畜保健衛生所**
〒283-0064 東金市川場1105-3
TEL 0475-52-4101 FAX 0475-52-3335